

東京都消費生活基本計画（平成 20 年度～24 年度）

東京都消費生活基本計画は、都の消費生活関連施策を総合的・計画的に推進するための基本指針であり、東京都消費生活条例第 43 条に基づいて策定されています。

平成 20 年 8 月 22 日に出された、第 20 次東京都消費生活対策審議会の答申「東京都消費生活基本計画の改定について」及び提言「国の消費者行政一元化の取組を踏まえた東京都への提言」を受け、平成 20 年 8 月 29 日、計画を改定しました。（ 前回策定：平成 9 年 2 月 ）

東京都消費生活基本計画（平成 20 年度～24 年度）の概要

第 1 章 計画の基本的考え方

計画の基本理念、計画の性格、計画期間（平成 20 年度～24 年度）、実効性の確保について掲載しています。

第 2 章 消費生活の現状に対する基本認識

横行する悪質商法と深刻な消費者被害

商品やサービスに関するさまざまな不安

第 3 章 緊急に取組む対策

緊急対策 1 高齢者・若者等を狙う悪質商法を撲滅します

緊急対策 2 「待ち」から「攻め」へ、情報を収集し発信します

緊急対策 3 東京都消費生活総合センターを強化します

緊急対策 4 法制度上の問題点の改善を、国に働きかけます

第 4 章 政策課題と施策の方向

政策課題 1 消費者被害を防止し、救済を図ります

政策課題 2 悪質事業者を市場から排除します

政策課題 3 商品やサービスの安全・安心を確保します

政策課題 4 「自ら考え行動する」消費者になるよう支援します

政策課題 5 消費者の意見や考えを、行政や事業者の活動に活かします

具体的施策一覧

関係 10 局の消費生活関連の施策を掲載しています。

基本計画

基本計画のポイント<PDF 47KB>

「東京都消費生活基本計画（平成 20 年度～24 年度）」本文<PDF 1,052KB>

「東京都消費生活基本計画」具体的施策<PDF 151KB>

答申・提言